

小児医療に係る時間外加算等の現行の取扱いについて

中医協 診-3-1
16.1.21

○ 時間外加算等

	0時	6時	8時	12時	18時	22時
月～土のうち 開院日	深夜加算 初診 480 点 再診 420 点	時間外加算 初診 85 点 再診 65 点 (救急医療機関は 初 230・再 180)		(土曜日は 時間外加算)	時間外加算	深夜加算
月～土のうち 休診日	深夜加算	時間外加算				深夜加算
日・祝 年未年始	深夜加算	休日加算 初診 250 点 再診 190 点				深夜加算

※ 但し、「時間外加算」・「休日加算」・「深夜加算」が算定できる日・時間帯であっても、その医療機関が標榜している診療時間内は、いずれの加算も算定できない（救急医療機関を除く。）。

○ 乳幼児加算

初診 72 点（時間外加算、休日加算、深夜加算を算定する場合 102 点）

再診 3 歳未満：35 点（ " 65 点）

3～6 歳：27 点（ " 57 点）

※ 但し、その医療機関が標榜している診療時間内は、時間外加算等が算定できないことから、通常の乳幼児加算を算定（救急医療機関を除く。）。